学校法人滋慶学園　役員等の報酬規程

（目　的）

第1条　この規程は、学校法人滋慶学園（以下「本法人」という。）の寄附行為第60条に基づき、理事及び監事並びに評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第2条　この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

（1）役員　理事及び監事をいう。

（2）常勤の役員　本法人において勤務することが常態である者をいう。

（3）非常勤の役員　常勤の役員以外の者をいう。

（4）役員の報酬等　報酬、退職慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員の報酬などには、職員給与規程に基づくものを含まない。

（5）費用　役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

（報酬等の支給）

第3条　役員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

（1）常勤の役員に対しては、報酬及び退職慰労金を支給する。

（2）非常勤の役員に対しては、報酬を支給する。

（3）職員の評議員に対しては、報酬を支給しない。

（4）職員以外の評議員に対しては、報酬を支給する。

（報酬額の算定方法）

第4条　常勤の役員に対する報酬の額は、別表1に定める額とする。ただし、理事会の決議により、報酬総額（年額）2,000万円の範囲内で、別途定めることができる。

2　常勤の役員の退職慰労金は最終報酬月額　×　在任年数　×　係　数の算式により算出される額の範囲内で支給でき、功績が特に顕著であると認められる役員には功労金を支給できるものとし、理事会において決定する。なお、上記在任年数は1か年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。

3　非常勤の理事に対する報酬の額は、別表2に定める額とする。

4　監事に対する報酬の額は、別表3に定める額とする。

5　職員以外の評議員に対する報酬の額は、別表4に定める額とする。

（報酬等の支給方法）

第5条　役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

（1）報酬　毎月25日（ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。）

（2）退職慰労金　任期の満了、辞任又は死亡により退職した後2か月以内

2　報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得て、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

3　報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

（費　用）

第6条　役員には、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2　役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

（報酬等の日割り計算）

第7条　新たに役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2　役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3　月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（端数の処理）

第8条　この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額が50 銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が50 銭以上であるときは、これを1円に切り上げるものとする。

（改　廃）

第9条　この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附則

この規程は、令和2年4月1日より施行する。

この規程は、令和3年5月28日より施行する。

この規程は、令和6年4月16日より施行する。

この規程は、令和7年4月1日より施行する。

別表1（常勤の役員の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額500,000円
常務理事	月額300,000円
理事	月額100,000円
常勤監事	契約による

別表2（非常勤の役員の報酬）

	報酬の額
理事会等会議への出席	日額50,000円

別表3（監事の報酬）

	報酬の額
法人業務のための勤務・理事会等への出席・監事監査等への出席	月額80,000円

別表4（評議員の報酬）

	報酬の額
法人業務のための勤務・評議員会への出席	日額10,000 円